

議第三號

右の議案を別紙のとおり、地方自治法第百十二条第一項及び栃木県議会会議規則第十五条第一項の規定により提出します。

令和二年六月十二日

提出者 栃木県議会議員 金子裕

栃木県議会議長  
相馬憲一様

栃木県条例第

号

栃木県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例  
（平成十三年栃木県条例第一号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 附 則   | 改 正 後            |
|---|------------------|
| 2  1  略 附 則<br>2  令和二年七月一日から令和三年三月三十<br>日までの間における第三条第一項の規定の適<br>用については、同項中「三十万円」とあるの<br>は、「二十四万円」とする。 | ① 略 附 則<br>改 正 前 |

この条例は、令和二年七月一日から施行する。

附 則